

令和3年 9月 8日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和3年9月8日（水）午前10時00分開議

日程第 1 認定第 1号 令和2年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2号 令和2年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第 3 認定第 3号 令和2年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第 4 認定第 4号 令和2年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第 5 認定第 5号 令和2年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入  
歳出決算認定について

日程第 6 認定第 6号 令和2年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第 7 認定第 7号 令和2年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算  
認定について

日程第 8 認定第 8号 令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算  
認定について

日程第 9 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1番 越川良男君

2番 柳堀忠君

3番 桜井荘一君

4番 土屋光正君

5番 宮澤健君

6番 佐久間義房君

7番 板寺正範君

8番 花香孝彦君

9番 大網正敏君  
10番 城之内一男君  
11番 高木武男君  
12番 鈴木正昭君  
13番 土屋進君  
14番 山崎ひろみ君

○欠席議員

なし

○出席説明員（13名）

町長 岩田利雄君  
副町長 金島正好君  
監査委員 平山茂君  
総務課長 向後喜一郎君  
町民課長 伊藤雅晃君  
まちづくり課長 鈴木秀樹君  
健康福祉課長 池田聡子君  
会計管理者 渡辺佳則君  
病院事務長 寺嶋利和君  
農業委員会事務局長 堀江弘之君  
教育長 五十嵐正憲君  
教育課長 多田克己君  
生涯学習担当課長 前田泰孝君

○出席事務局員（3名）

事務局長 笹本忠男  
次長 堀江香澄  
副主査 高橋大助

(午前10時00分 開議)

議長（山崎ひろみ君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、令和2年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第8号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会決算認定についてまで、以上8案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（山崎ひろみ君）

本決算について、提出者から説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第8号まで、一般会計の他、特別会計5件及び企業会計2件、合わせて8会計の令和2年度決算について、その提案理由を申し上げます。

なお、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員さんの意見を付してございます。よろしくご審議をいただきますよう、認定をお願い申し上げます。

初めに、認定第1号、令和2年度一般会計の決算について申し上げます。

令和2年度の一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ54億3,200万円でしたが、25億3,031万6,000円の追加補正の結果、最終予算は79億6,231万6,000円となり、前年度からの繰越事業費繰越額10億8,517万6,000円を追加いたしますと予算現額は歳入歳出それぞれ90億4,749万4,000円となりました。令和元年度の予算現額は78億2,579万円でしたので、比較してみますと12億2,170万4,000円の増となっております。

続いて、歳入歳出の決算状況でございますが、歳入におきましては87億301万円が収入されており、前年度比18億5,884万3,000円、27.2%の増となっております。このうち町税などの一般財源は50億8,862万5,00

0円、歳入に占める比率は58.5%、分担金及び負担金等の特定財源は36億1,438万5,000円、歳入に占める比率は41.5%となっております。

一方、歳出では82億55万4,000円が執行されており、前年度と比べ20億4,398万2,000円、33.2%の増となっております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は5億245万6,000円となり、繰越明許によりまして翌年度へ繰り越すべき財源が3,249万円でしたので、実質収支は4億6,996万6,000円となりました。

決算の増額の主な要因でございますが、新型コロナウイルス感染症の対応経費の増加によるものとなっております。

それでは、歳入歳出それぞれ、特筆されるものを申し上げます。

最初に歳入でございますけれども、町税全体の決算額は14億6,217万1,000円となっております。町税につきましては、3,474万9,000円、2.3%の減となりました。

次に、地方交付税ですが、普通交付税が増加となり、前年度と比べ1億5,826万4,000円の増、19億4,372万3,000円となっております。

続いて、国庫支出金でございますけれども、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによりまして、17億6,854万7,000円の増、23億2,094万8,000円の決算となっております。

次に、県支出金でございますけれども、農業関係の補助金の増額により、9,578万3,000円増の4億8,602万6,000円となりました。

次に、繰入金でございますが、財政調整基金の取崩しを行いませんでしたので、前年度より5億5,443万7,000円減の1,349万2,000円となりました。

次に、繰越金でございますが、前年度と比べて2億1,257万5,000円増の6億8,759万5,000円の決算額となりました。

歳入の最後、町債でございますが、前年度より8,950万円増の9億8,040万円となっております。

続きまして、歳出決算について、増減額の大きなものを申し上げます。

初めに、総務費でございますが、防災等備品整備によりまして、前年度比5,708万2,000円増の6億9,438万7,000円の決算となっております。

次に、民生費では、特別定額給付金や子ども・子育て応援給付金などのコロナ対策費用の影響によりまして、前年度と比較し12億9,427万6,000円増の29億9,898万1,000円の決算となりました。

次に、農林水産業費では、令和元年度から繰越事業の被害農業施設等復旧支援事業補助金などにより、前年度と比べまして1億2,689万4,000円増の3億7,751万2,000円となっております。

次に、商工費では、プレミアム付商品券の発行などにより、前年度比2億9,822万3,000円増の4億448万6,000円となっております。

次に、土木費では、前年度から繰越事業があったことなどにより、前年度比8,688万7,000円増の4億432万9,000円となっております。

次に、教育費ですが、小学校大規模改修が終了したものの、繰越しのあった給食センター建設工事やタブレット等の情報環境整備などによりまして、前年度と比較し1,616万5,000円増の15億190万7,000円となっております。

以上、一般会計決算の主なものについて申し上げます。

続いて、認定第2号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は19億703万1,000円で、前年度より7,135万5,000円の減、一方、歳出総額は前年度より7,844万2,000円減の17億227万6,000円で、歳入歳出差引額は2億475万5,000円でありました。

続いて、認定第3号、令和2年度東庄町後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は1億7,578万1,000円で、前年度より1,219万2,000円の増、一方、歳出総額は前年度より1,237万円の増の1億7,536万2,000円で、歳入歳出差引額は41万9,000円でありました。

続いて、認定第4号、東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入につきましては、主に食肉センターの事業収入となりますが、前年度と比較をいたしますと処理頭数は1万496頭の増となり、歳入総額では1,842万5,000円増の1億5,432万5,000円となりました。

一方、歳出につきましては、事業費として9,417万円支出の他、積立金とし

て1,504万6,000円の財政調整基金として積み立てるなど、歳出合計では1億1,921万6,000円となり、前年度より791万2,000円の増となっております。

また、平成19年度より指定管理者制度の導入により、施設の管理運営を食肉センター事業協同組合が実施しております。

続いて、認定第5号、訪問看護ステーション特別会計決算について申し上げます。

令和2年度の訪問看護ステーション歳入歳出の総額は、2,337万3,000円、前年度比4.9%の減となりました。

減額の主な要因は、利用者の減少によるものでございます。

一方、歳出決算の総額は2,185万6,000円、前年度比2.8%の増となりました。

以上、差引の収支で151万7,000円の黒字となっております。

続いて、認定第6号、介護保険特別会計決算について申し上げます。

令和2年度は第7期介護保険事業計画3ヶ年の最終年度でございました。高齢化が進んでおり、被保険者数、要介護認定者数が年々増加しております。

歳入決算の総額は、14億9,037万5,000円で、前年度と同額程度となりました。

一方、歳出決算の総額は、13億8,115万9,000円、前年度比2.7%の減となっております。

減額の主な要因は、全体の構成比で93.4%を占める保険給付費が減となったことによるものでございます。

以上、差引の収支で1億921万6,000円の黒字となりました。

令和3年度に清算を行いますと、実質的な余裕資金は6,800万円程度となる見込みでございます。

続いて、認定第7号、令和2年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、剰余金の処分につきましては、議会の議決を求めると共に、同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものでございます。

まず、決算の収益的収支の収入は、4億2,934万4,000円、支出は3億

4, 746万9, 000円となり、収支の差引では8, 187万5, 000円の純利益となっております。

次に、資本的収支では、収入では1億8, 400万円で、支出として建設改良費、固定資産取得費、企業債償還金と併せて、1億9, 853万2, 000円となっております。

次に、令和2年度末における給水戸数は4, 022戸、給水人口は1万1, 541人となっております。

また、当年度未処分利益剰余金、純利益であります。処分について議会の議決を求めるものでございます。

続いて、認定第8号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算について提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、内科医師4名の診療体制と合わせて非常勤医師によります整形外科、循環器内科の診療を実施いたしました。

また、介護療養型医療施設として、施設入所サービス、居宅療養管理の他、通所リハビリ、訪問リハビリを実施しております。

令和2年度の経営状況を見ますと、新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり、前年度に比べ入院延べ患者数で6.6%の減、外来延べ患者数5.8%の減となっております。

決算の内容では、収益的収支、収入が10億6, 794万8, 000円に対し、支出が10億5, 205万4, 000円で、1, 589万4, 000円の純利益となっております。

次に、資本的収支についてですが、収入が7, 165万円に対し、支出が9, 325万7, 000円で、不足する2, 160万7, 000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金によって補填をしたところでございます。

以上、一般会計を始め、8会計の決算につきまして、認定をいただくに当たりまして、提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長、事務長から説明をいたさせます。ご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、令和2年度、一般会計の決算について、その内容をご説明申し上げます。

説明につきましては、お手元に配付させていただきました決算参考資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。

一般会計の決算の状況ですが、(1)の決算規模は、歳入の総額が87億301万円、歳出の総額では82億55万4,000円となりまして、前年度と比較いたしますと歳入では18億5,884万3,000円、27.2%の増となり、歳出では20億4,398万2,000円、33.2%の増となりました。

(2)決算収支の状況ですが、歳入決算額から歳出決算額を差し引きました形式収支では、アといたしまして、5億245万6,000円となりました。このうち令和3年度への繰越事業の一般財源として、イの欄で3,249万円がございまして、これを差し引かしまして、ウの欄で4億6,996万6,000円が実質収支の額となっております。

この実質収支の額から令和元年度の実質収支の額を差し引いたものが単年度収支として、エの欄のマイナス1,871万7,000円となります。

次のオ並びに一つ置いたキの欄は、財政調整基金の積立並びに取崩しの決算額でございまして、オの積立額は新規積立て分及び利子分でございまして、2億5,013万6,000円、キの積立金取崩額はありませんでした。

一つ戻りまして、カ、町債の繰上償還額についてはございませんでした。

この結果、単年度収支の額エに財政調整基金への積立金オの額を加えた額が実質単年度収支クの欄となり、2億3,141万9,000円となりました。

それでは、歳入歳出の決算状況について申し上げます。なお、この後、予算決算常任委員会へ付託される予定と聞いておりますので、私からは主立ったものを申し上げますので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。

最初に歳入決算について申し上げますので、第1表をお願いいたします。

歳入決算の総額87億301万円のうち町税を初めとする一般財源の総額は50億8,862万5,000円で、歳入決算の58.5%を占めております。残りの

41. 5%は特定財源で、国庫及び県支出金などの36億1,438万5,000円となっております。

1款の町税の決算額は14億6,217万1,000円で、前年度より3,474万9,000円、2.3%の減となっております。個人住民税、法人住民税の減によるものでございます。

次の2款の地方譲与税の決算額は7,540万円で、前年度比16万6,000円、0.2%の減となっております。これは地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の減によるものでございます。

次の3款の利子割交付金の決算は、122万1,000円、対前年10万7,000円の増となっております。

次に4款の配当割交付金及び5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが、この二つの交付金につきましては、上場株式の配当及び譲渡益に対して課される税の原資に交付されるものでございます。配当割交付金は、対前年45万2,000円減の732万6,000円の決算額、株式等譲渡所得割交付金は381万9,000円増の894万7,000円の決算額となっております。

6款の法人事業税交付金は、新規となっております、法人町民税法人税割の減収分の補填措置として法人事業税の一部が県から町に交付されるものでございます。

令和2年度は、法人税割額が交付基準として算定され、713万8,000円の決算となります。

7款の地方消費税交付金につきましては、前年度より5,429万8,000円増の2億8,564万4,000円の決算となりました。

8款はゴルフ場利用税交付金で、決算額は前年度と比べ119万1,000円減の1,021万円となっております。

9款と10款は、自動車取得税交付金及び環境性能割交付金でございますが、令和元年度で自動車取得税は廃止され、環境性能割となっております。自動車取得税交付金は精算分として2,000円、環境性能割交付金は937万3,000円の決算となりました。

11款の地方特例交付金は、前年度比1,331万9,000円減の1,330万2,000円となりました。子ども・子育て支援臨時交付金の終了による減額となっております。

次に、歳入決算総額の22.3%を占めております12款の地方交付税でございます。普通交付税で1億7,757万1,000円の増、特別交付税で1,936万9,000円の減となり、総額で前年度から1億5,826万4,000円増となり、19億4,372万3,000円の決算となりました。

次に、13款の交通安全対策特別交付金の決算は、239万7,000円、対前年17万9,000円の増となっております。

14款の分担金及び負担金は、対前年3,218万7,000円減の6,406万2,000円の決算となりました。保育所保育料の無償化などにより減額となっております。

次の15款の使用料及び手数料は、前年度比558万5,000円増の2,691万1,000円の決算となっております。主なものは新規の放課後児童クラブ使用料689万7,000円などとなっております。

16款は国庫支出金ですが、特別定額給付金などにより全体では前年度比17億6,854万7,000円増額の23億2,094万8,000円の決算となっております。

17款の県支出金では、全体で9,578万3,000円増額の4億8,602万6,000円の決算となりました。被害農業施設等復旧支援事業補助金などによる増額でございます。

18款・財産収入では82万3,000円減の221万6,000円の決算額となります。

19款の寄附金ですが、全体で6万4,000円増の1,753万6,000円の決算となります。

次に、20款の繰入金では5億5,443万7,000円減の1,349万2,000円の決算となっております。財政調整基金の取崩しを行わなかったことによる減額となっております。

次に、21款の繰越金につきましては、前年度より2億1,257万5,000円増の6億8,759万5,000円の決算となりました。

22款・諸収入ですが、1億1,130万7,000円増の2億7,697万円の決算となりました。プレミアム付商品金販売代金などが増額の要因となっております。

歳入決算の最後は、23款の町債でございます。臨時財政対策債は1億6,800万円発行いたしまして、これは前年比500万円の増となっております。

また、過疎対策事業債ですが、ソフト分といたしまして、2,950万円、ハード分としまして、6億9,990万円、合計7億2,940万円となっております。前年度と比較しまして、150万円増額となっております。

また、減収補填債を1,170万円、学校教育施設等整備事業債の7,130万円、新規で借入れを行っております。

なお、令和2年度末の地方債現在高については、後ほどご説明を申し上げます。

以上、歳入決算の総額は、87億301万円となりまして、前年度と比べ18億5,884万3,000円、27.2%の増額となりました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

上の表でございますが、ただいま申し上げました歳入決算につきまして、左半分では一般財源と特定財源、そして右半分では自主財源と依存財源に分けて、その状況を表にしたものでございます。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

次に、歳出決算の説明に入らせていただきます。

第2表、令和2年度の歳出決算の総額は、82億55万4,000円となりまして、令和元年度と比較いたしますと20億4,398万2,000円、33.2%の増となっております。

目的別歳出決算の状況は、第2表のとおりでございますが、歳出決算総額に対して、構成比の高い順に見てみますと、民生費が29億9,898万1,000円、36.6%で最も高く、次に教育費の15億190万7,000円、18.3%。3番目が衛生費の7億8,783万9,000円、9.6%、以下総務費、公債費の順となっております。

それでは、順を追ってご説明申し上げます。

最初に、1款・議会費でございますが、対前年度比191万3,000円、2.3%減の8,054万8,000円の決算となりました。議員共済会負担金の減などによるものでございます。

続いて、2款・総務費では、決算額6億9,438万7,000円で、対前年では5,708万2,000円、9.0%の増となっております。コロナ禍での災害に対応した防災用備品の購入などによる増額となっております。

次は、3款の民生費ですが、前年度と比較しまして12億9,427万6,000円、75.9%増の29億9,898万1,000円の決算となっております。定額給付金や子ども・子育て応援給付金などによる増額となっております。

次に、4款の衛生費です。決算額7億8,783万9,000円、前年度より2,980万6,000円、3.6%の減となりました。保健福祉総合センターの空調設備の更新工事の終了などによる減額でございます。

5款の農林水産業費の決算額は3億7,751万2,000円で、対前年1億2,689万4,000円、50.6%の増となりました。

増額の主な要因は、令和元年度から繰越しとなった被害農業施設等復旧支援事業補助金によるものとなっております。

続いて、6款は商工費でございます。決算額といたしましては、前年度より2億9,822万3,000円、280.6%増額の4億448万6,000円となっております。プレミアム付商品券の発行やコロナによる中小企業対策などにより増額となっております。

続きまして、7款の土木費ですが、前年度比8,688万7,000円、27.4%増の4億432万9,000円となっております。令和元年度からの繰越し事業などにより増額になっております。

8款は消防費でございます。前年度比245万2,000円増の2億7,185万2,000円の決算となっております。香取広域市町村圏事務組合の負担金で、常備消防が増額決算となっております。

次に、9款の教育費について申し上げます。歳出決算の総額は対前年比1,616万5,000円、1.1%増の15億190万7,000円の決算となりました。小学校大規模改修が終了しましたが、新給食センターの建設などがあり、またスクールバスの管理運行業務や給食調理などの新規委託業務が増額の主な要因となっております。

次の10款・災害復旧費ですが、前年比3,348万6,000円減の648万6,000円の決算となっております。

次に、11款・公債費について申し上げます。公債費の決算額は4億1,318万5,000円となり、前年度と比較しまして2,413万2,000円の減となっております。

なお、起債の残高や償還額の状況については後ほど個別で申し上げます。

歳出決算の最後は、12款の諸支出金でございます。決算額は2億5,904万2,000円となりまして、2億5,134万円の増となります。財政調整基金への積立が増額の主な内容となっております。

以上、一般会計の目的別歳出の状況についてご説明いたしました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出決算について、性質別の状況を示したものでございます。

それでは、消費的経費と投資的経費について、その決算額及び構成比を見てみますと、消費的経費55億9,536万円で構成比が68.2%、投資的経費は12億8,287万7,000円、15.7%の構成比となっております。

また、前年度と比較しますと、消費的経費の決算額では21億2,262万5,000円の増、投資的経費では3億3,279万円の減となっております。

性質別の歳出決算について、第3表で見てみたいと思います。

まず、消費的経費のうち人件費の決算額は9億4,777万7,000円、前年度と比べますと7,704万2,000円、8.8%の増となります。臨時職員が会計年度任用職員に制度改正があり、物件費だったものが人件費に変わったことにより増額決算となっております。

消費的経費の2番目は物件費で、決算額は9億68万4,000円、前年度と比べ2億5,963万7,000円、率にいたしますと40.5%の増となっております。増額の主な要因は、スクールバス管理運行業務など、新規の委託料によるものでございます。

3番目は、維持補修費で、決算額は1,313万5,000円で、前年度と比べ71万円の減となっております。

4番は、扶助費でございまして、7億7,294万8,000円の決算で、2,416万6,000円、3.0%の増となっております。

消費的経費の最後は補助費等でございます。決算額は29億6,081万6,000円となり、前年度と比較しますと18億1,082万2,000円、157.5%の増となっております。特別定額給付金や被害農業施設等災害復旧支援補助金などが増額の主な要因となっております。

人件費から、ただいま申し上げました補助費等まで、消費的経費の決算額は、先

程申し上げましたように55億9,536万円となりまして、歳出決算の総額に対する構成比は68.2%を占めることとなります。

次に、投資的経費のうち普通建設事業費ですが、前年度決算より2億9,930万4,000円、19.0%の減となり、12億7,639万1,000円の決算となりました。小学校大規模改修事業、放課後児童クラブ建設事業などが終了したことにより減額となっております。

次に、災害復旧事業につきましては、目的別歳出の災害復旧費でも申し上げました内容と同様で648万6,000円の決算額となっております。

続いて、公債費ですが、こちらも目的別歳出の公債費と同様で4億1,318万5,000円の決算額となっております。

次に、投資及び出資金・貸付金でございます。決算額は6,500万円となっております。

続きまして、積立金でございますが、決算額は2億5,904万2,000円となりました。財政調整基金の積立による増額となっております。

性質別決算の最後は、繰出金でございます。決算の額は5億8,509万円となり、前年度決算額と比較して2,693万8,000円、4.8%の増となります。これは主に介護保険特別会計への繰出金が増加したことによるものでございます。

以上、人件費から繰出金まで性質別歳出決算の内容を申し上げます。

次のページ、4ページから5ページにかけての円グラフは、今まで申し上げました一般会計の決算についてグラフ化したものでございますので、後ほどご参照いただきたいと思っております。

5ページの下の方の財政構造についてご説明いたします。

地方公共団体の財政力を表す数値として用いられます財政力指数は、地方交付税法の規定に基づきまして算出される基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値を過去3年間の平均で表します。本町における令和元年度の財政力指数は0.466となりまして、令和元年度の指数0.474と比較しますと0.008ポイント減少しております。

次に、財政構造の弾力性を表します経常収支比率でございますが、性質別経費の経常経費充当一般財源を経常一般財源で除して得ます。この数値は85.3%で、前年度の89.8%より4.5%改善しております。

また、この数値の計算式において分母となる経常一般財源から臨時財政対策債を除いた経常収支比率は89.1%で、前年度より4.9%改善しております。経常収支比率は令和2年度は改善されましたが、増加傾向となり、今後も更なる経常経費の節減、合理化を図り、経常収支比率の抑制に努めなければならないと考えております。

次の6ページでは、過去5年間の一般会計歳入歳出決算について、その規模をグラフにさせていただきます。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、大変恐縮ですが、79ページをお願いいたします。

この表は、令和2年度末現在の町債の現在高を表にしたものでございます。一般会計における町債の状況につきまして、借入先事業ごとに令和2年度末と令和元年度末の残高を次の80ページにわたって列記してございます。80ページの一番下の合計欄で見ていただきますと、令和2年度末現在の残高は、元金が46億585万9,000円、これに利子の残高4,687万7,000円を合わせますと合計46億5,273万6,000円となっております。令和元年度末も元利計の現在高と比べ5億6,011万円の増加となります。また、その額を単純に令和2年度末の住民基本台帳人口1万3,580人で割り返してみますと、一人当たり34万3,000円という数字になります。この数字は前年度一人当たり29万8,000円と比べ4万5,000円増加した計算になります。

次の81ページは、水道事業会計並びに病院事業会計の企業債の状況を表したものでございます。

次に、その下の表で債務負担及び損失補償の状況について申し上げます。

区分欄に記載のように全て債務負担でございまして、損失の補償はございません。将来にわたって支出が伴います債務負担の状況でございしますが、全部で10件記載されておりますが、町勢要覧作成事業及び国土強靱化地域計画策定業務委託につきましては、令和元年度で終了しておりますので、令和2年度末の債務負担行為は8件となります。

国営大利根用水土地改良事業負担金、ちば電子調達システムサービス提供業務、香取市東庄町病院組合解散に伴う清算金等、東庄町学校給食センター調理等業務委託、東庄小学校スクールバス管理運行業務委託の5件につきましては、前年度から引き続けているものでございまして、以降の桁沼土地改良区適正化事業負担金、東

庄町小中学校G I G Aスクール構想タブレット端末整備事業、ホームページリニューアル業務の3件につきましては、令和2年度より新たに設定したものでございます。

8件合計いたしまして、令和2年度末で6億5,382万3,000円となっております。

大変恐縮ですか、決算書本冊の方をお願いいたします。

決算書本冊361ページをお願いいたします。

こちらの財産に関する調書について申し上げます。

1番として、公有財産でございまして、(1)土地及び建物(普通財産)と次のページの(2)土地及び建物(行政財産)について表にしております。

最初に(1)普通財産ですが、土地につきまして、宅地の決算年度中増減高が1万8,956平方メートルとなっております。これは旧石出小学校、旧橋幼稚園、公民館東城分館について行政財産だったものを普通財産に変更したものですので、次の362ページの土地の公共用財産の合計について同面積分、減少となっております。

361ページにお戻り願います。

建物の木造の決算年度中、増減高の860平方メートルにつきましては、旧石出小学校の一部、旧橋幼稚園、公民館東城分館について、土地と同様に行政財産だったものを普通財産に変更しておりますので、同様に362ページの建物の木造の公共用財産の合計が減少しております。

361ページにお戻り願います。

次に、建物の木造の決算年度中増減高の2,923平方メートルですが、こちらは旧石出小学校の校舎を行政財産から普通財産に変更したものとなります。

続きまして、362ページですが、建物の非木造の増減でございまして、その他の行政機関のその他の施設の1,489平方メートルは、給食センター建設分となっております。公共用財産と学校のマイナス4,461平方メートルは旧石出小学校の校舎を普通財産に、旧石出小学校体育館を行政財産の公共用財産、その他の施設に変更したものでございます。その他の施設の1,556平方メートルにつきましては、今、申し上げました旧石出小学校の体育館及び雲井岬つつじ公園のトイレ建設分となっております。

続いて、363ページ、(3)出資による権利ですが、こちらの増減はなく、決算年度末で現在高は1,124万円及び5株となっております。

続きまして、2番、物品について申し上げます。

決算年度中の増減ですが、自動車について3台増となっております。

続きまして、364ページをお願いいたします。

3番目、基金について申し上げます。

(1)特定目的基金の①一般会計から見ていきますと、まず財政調整基金は新規積立2億5,000万円及び利子分の積立13万6,000円、合計2億5,013万6,000円の増、取崩しは行いませんでしたので、決算年度末現在高は9億480万円となっております。

次の減債基金につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

次の公共施設整備基金ですが、利子分4万5,000円積み立てまして、決算年度額現在高は1億5,378万4,000円となっております。

次の地域福祉基金を利子分として1万2,000円を積み立てたため決算年度末現在高は5,670万6,000円となっております。

続きまして、町民バス購入基金を利子分3,000円の増、決算年度末現在高は1,875万9,000円となっております。

続いて、奨学基金では、指定寄附200万円の積立を行い、奨学基金事業の交付金として150万円の取崩しを行いましたので、結果として50万円の増となり、年度末現在高は674万円となりました。

次のふるさと応援基金ですが、ご寄附を頂きました638万6,000円を新規に積立て、年度末現在高は898万円となりました。なお、決算書におきましては、基金の状況について3月末現在の状況を記載することとされております。3月中に指定寄附の申出があり、4月に入金の確認が取れた6万円につきまして、出納整備期間中に積立を行いましたので、欄外に備考として記載をしてございます。

一般会計の最後は森林環境基金で、森林環境譲与税を財源として43万6,000円を積立て、年度末残高は106万4,000円となっております。

次の②の特別会計につきましては、私からは割愛させていただきまして、(2)定額運用基金につきましては、郵便切手類購入基金と土地開発基金となります。

土地開発基金につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

まず、郵便切手類購入基金でございます。この基金は60万円の定額運用基金でございますので、2年度中において有価証券として郵便切手類と現金との間では移動がございますが、結果的には増減のない基金となっております。

次に、土地開発基金ですが、決算年度中の増減はございません。

最後のページ、365ページの表は、先程、郵便切手類購入基金の60万円について、年間の運用状況を示したものでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、一般会計の決算について申し上げましたが、詳細につきましては、予算決算常任委員会におきまして説明があらうか思いますので、私からは以上で終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（山崎ひろみ君）

ご苦労さまです。内容説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は午前11時5分とします。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

内容理由を続けます。

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、認定第2号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

決算参考資料の65ページをご覧ください。

（1）決算状況でございますが、上段の円グラフにつきましては、令和2年度の歳入歳出各区分の構成比率を示したものでございます。

歳入総額は19億703万1,000円、前年度比7,135万5,000円、3.6%の減額でございます。

歳出総額は17億227万6,000円、前年度比7,844万2,000円、4.4%の減額となりました。

歳入合計から歳出合計を差し引きしますと、2億475万5,000円の黒字決

算でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

1款・国民健康保険税は決算額3億8,114万1,000円で、前年度比2,231万3,000円、5.5%の減となっております。要因としては、被保険者数の減少による他、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象とした保険税の減免が主なものでございます。

4款・国庫支出金は、決算額148万4,000円で、前年度比131万6,000円、783.3%の増となっております。増加の要因は、新型コロナウイルス感染症による保険税の減免に対し、臨時特例補助金が交付されたことによるものでございます。

5款・県支出金は、決算額10億9,704万3,000円で、前年度比5,614万3,000円、4.9%の減となっております。減少の要因は、新型コロナの受診控えによる医療費の減少で、普通交付金が減額になったことによるものでございます。

9款・諸収入は、決算額2,269万6,000円で、前年度比436万2,000円、23.8%の増となっております。主な要因は、第三者行為の損害賠償金の収入増によるものです。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

2款・保険給付費は、決算額10億3,370万6,000円で、前年度比8,595万8,000円、7.7%の減となりました。減額の主な要因は、新型コロナの影響による受診控えで、医療費が減少したことによるものです。

3款・国民健康保険事業費納付金は、決算額4億6,902万5,000円、前年度比2,734万3,000円、5.5%の減となりました。これは県への納付金で医療費の減少に伴う減額が要因でございます。

5款・保健事業費は決算額4,550万円で、前年度比640万4,000円、12.3%の減となりました。主な減少の要因は、新型コロナの影響による健診受診者数の減少によるものです。

6款・基金積立金は決算額7,005万1,000円、前年度比5万2,000円、0.1%の減となりました。なお、令和2年度末の基金残高は2億4,025万5,000円で、決算書本冊364ページに掲載してございますので、後ほどお

目通しをお願いいたします。

続いて、66ページをご覧ください。

66ページから68ページにかけては、過去5年間の決算額推移、被保険者一人当たり療養諸費費用額の推移、被保険者一人当たり保険税額の推移、保険給付状況、被保険者の異動状況を掲載してございます。

以上で説明を終わりにいたします。

続きまして、認定第3号、令和2年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

決算参考資料の69ページをご覧ください。

決算の状況でございますが、歳入総額は1億7,578万1,000円、前年度比1,219万2,000円、7.5%の増額でございます。

歳出総額は1億7,536万2,000円、前年度比1,237万円、7.6%の増額となりました。

歳入合計から歳出合計を差し引きますと41万9,000円の黒字決算でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

1款・後期高齢者医療保険料は、決算額1億3,169万円、構成比74.9%で、前年度比905万5,000円、7.4%の増額となりました。

3款・繰入金は、決算額4,279万3,000円、構成比24.4%で前年度比較268万3,000円、6.7%の増額となりました。

この内訳は、一般会計からの保険基盤安定繰入金4,179万3,000円と事務費繰入金100万円でございます。

1款と3款で歳入全体の99.3%を占めております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

1款・総務費ですが、これは後期高齢者医療にかかるコンピュータの使用料等の事務費などで179万4,000円、構成比1.0%、前年度比較4万8,000円、2.7%の増額でございます。

2款・後期高齢者医療広域連合納付金ですが、これは後期高齢者医療保険の運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合に対し、加入市町村が保険料負担金及び保険基盤安定負担金として支払う納付金で、決算額1億7,351万3,000円、

構成比99.0%、前年度比較1,233万6,000円、7.7%の増額でございます。

なお、被保険者数は令和2年度末現在で2,568人、前年度末と同数となっております。

以上で説明を終わりにいたします。

なお、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会において担当よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

農政担当課長、堀江弘之君。

農業委員会事務局長（農政担当課長）（堀江弘之君）

それでは、認定第4号、東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算について内容の説明を申し上げます。

参考資料の70ページをお願いいたします。

初めに、歳入歳出決算の状況につきまして、説明をいたします。

歳入合計ですが、1億5,432万5,000円となりまして、前年度と比較しまして1,842万5,000円、13.6%の増となりました。

1款の事業収入ですが、センターの各種使用料の合計は1億2,967万8,000円で、前年度と比較しまして1,352万1,000円の増となっております。

次に、2款・繰越金ですが、2,459万6,000円で、前年度と比較しまして490万5,000円の増となっております。

次に、3款・財産収入ですが、財政調整基金の積立利息で4万6,000円となっております。

次に、4款・諸収入の5,000円ですが、歳計金の預金利子の5,000円となっております。

続きまして、歳出ですが、合計で1億1,921万6,000円となり、前年度と比較しまして791万2,000円、7.1%の増となりました。

1款の事業費ですが、食肉センターの維持管理運営にかかる経費となります指定管理業及び消費税等で9,417万円、前年度と比較しまして208万8,000円の減となっております。

次に、2款・積立金ですが、1,504万6,000円を食肉センター特別会計財政調整基金として積立をいたしました。前年度と比較しまして1,000万円の増となっております。

次に、3款・諸支出金ですが、一般会計への繰出金で1,000万円を一般会計に繰り出ししております。これは前年度と同額となっております。

歳入合計の1億5,432万5,000円から歳出合計の1億1,921万6,000円を差し引きました3,510万9,000円が翌年度の繰越しとなりました。

次に、搬入及び処理頭数について説明いたします。71ページをお願いいたします。

産地別搬入頭数につきましては、(2)の円グラフのとおりとなっております、搬入頭数10万9,708頭のうち東庄町6万7,151頭、旭市2万9,892頭が主な搬入市町となっております。

と畜処理頭数につきましては、10万9,708頭で、令和元年度と比較し、1万496頭、10.6%の増となりました。食肉センターの稼働日数は251日で、一日平均処理頭数は約437頭でした。

次に、財政調整基金について説明をいたします。恐れ入りますが、決算書の364ページをお願いします。

特別会計の表をご覧ください。②の特別会計の表でございます。食肉センター財政調整基金ですが、令和2年度は1,504万6,000円を積立て、2億4,520万円の残高となっております。

以上で説明を終わります。内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会にて説明をいたします。よろしく願いをいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

認定第5号、令和2年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算について内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の72ページをお願いいたします。

最初に、下段（2）訪問看護利用状況ですが、令和2年度の利用者数の合計は1

92人、延べ件数1,119件でございます。令和元年度と比較しますと利用者数の合計で43人、18.3%の減、延べ件数では合計138件、11%の減となりました。減少の要因は、死亡等により利用者が減少したことによるものでございます。

続いて、決算状況についてご説明いたします。

初めに、歳入から申し上げます。

1款・事業収入は、1,068万5,000円、構成比は全体の45.7%、前年度との比較では67万3,000円、5.9%の減となりました。

減額の主な要因は、利用者数の減少によるものでございます。

2款・繰入金は、936万5,000円、構成比は全体の40.1%、前年度との比較では240万1,000円、20.4%の減となりました。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

3款・繰越金が332万3,000円、構成比は全体の14.2%、前年度との比較では、186万9,000円、128.5%の増となりました。これは前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計では2,337万3,000円、前年度との比較では121万円、4.9%の減となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出については、1款・事業費のみで2,185万6,000円、前年度との比較では、59万6,000円、2.8%の増となりました。

事業費の内容ですが、職員3名の人件費がほとんどでございます。

以上の結果、歳入歳出差引151万7,000円の黒字となりました。これにつきましては、令和3年度への繰越しとなります。

以上で令和2年度訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号、令和2年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算について、内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の73ページをご覧くださいと存じます。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画3ヶ年の最終年度でありました。年々第1号被保険者数及び認定者数が増加しております。

それでは、中段の表、歳入について主なものを申し上げます。

1款・保険料は、2億9,769万1,000円、構成比は全体の20%、前年度との比較では643万6,000円、2.1%の減となりました。

減額の主な要因は、消費税率引上げに伴い実施された低所得者保険料軽減強化が実施されたことによるものです。

減少分の介護保険料については、低所得者保険料軽減繰入金として補填されております。

3款・国庫支出金から5款・県支出金につきましては、介護保険法で定められた保険給付費地域支援事業費に対するそれぞれの負担金でございます。

3款・国庫支出金は3億2,754万7,000円、4款・支払基金交付金は3億5,228万7,000円、5款・県支出金は1億9,786万7,000円でございます。

合算しますと8億7,770万1,000円、構成比では全体の58.9%を占めており、前年度との比較では41万9,000円の減となっております。

7款・繰入金は2億4,307万2,000円、構成比は16.3%、前年度との比較では2,437万3,000円、11.1%の増となりました。

内容は、介護保険法で定められた介護給付費等の町負担分職員給与等の繰入金、低所得者保険料軽減繰入金でございます。

8款・繰越金は7,169万8,000円、構成比は4.8%、前年度との比較では1,809万4,000円、20.2%の減となりました。

これは、前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計では14億9,037万5,000円、前年度との比較では71万3,000円の減となりました。

続いて、歳出の主なものについて申し上げます。

1款・総務費は4,304万3,000円、構成比は全体の3.1%、前年度との比較では362万3,000円、9.2%の増となりました。

主な内容としては、職員4名分の人件費、介護認定審査会及び第8期介護保険事業計画策定までに要した費用でございます。

2款・保険給付費は12億9,010万5,000円、構成比は全体の93.4%と歳出の大部分を占めております。

前年度との比較では、1,529万3,000円、1.2%の減となりました。

減額の主な要因は、居宅介護サービスの利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により通所系サービス等の利用を自粛したことによるものでございます。

主な内容としては、居宅介護サービス費、施設介護サービス費、介護予防サービス費など、介護保険サービスに利用する費用でございます。

なお、下段の表に保険給付状況にサービス別件数、給付金額を記載してございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

3款・地域支援事業費は3,847万3,000円、構成比は2.8%、前年度との比較では893万2,000円、18.8%の減となりました。

主な内容は、職員2名分の人件費、一般介護予防事業などに要した費用でございます。

5款・諸支出金は953万8,000円、構成比は0.7%、前年度との比較では1,762万9,000円、64.9%の減となりました。

減額の主な要因は、前年度の介護給付費などの清算による国庫支出金等の返還金が減少したことによるものでございます。

以上、歳出合計は13億8,115万9,000円、前年度との比較では3,823万1,000円、2.7%の減となりました。

以上の結果、歳入歳出差引1億921万6,000円の黒字となりました。なお、国庫支出金等の清算を令和3年度に行うわけですが、清算後における余裕資金は6,800万円程度になる見込みでございます。

続きまして、介護保険給付準備基金の状況について、ご報告いたします。恐れ入りますが、決算書本冊364ページをお願いいたします。

中ほどの②特別会計2段目に記載しております介護保険給付準備基金につきましては、令和2年度末に定期預金運用利子3万1,000円を積み立てており、年度末残高は1億2,055万9,000円となっております。

以上で令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

なお、訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算及び介護保険特別会計歳入歳出決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会でご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、認定第7号、令和2年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、ご説明を申し上げます。

最初に決算につきまして、恐れ入りますが、決算参考資料の74ページをお願いいたします。

決算状況（1）収益的収入及び支出でございますが、収益的収入は4億2,934万4,000円で、前年度との比較では114万2,000円の減額となっております。収入のうち営業収益が3億4,751万4,000円で、内訳は、水道料金であります給水収益が3億3,828万3,000円で、収入全体に占める割合が78.8%、それと給水申込金・他会計負担金他が923万1,000円で、2.1%となっております。

営業外収益は8,183万円で、内訳は一般会計からの高料金対策に対する補助金が4,500万円で10.5%、千葉県からの補助金が2,611万8,000円で6.1%、長期前受金戻入他が1,071万2,000円で2.5%となっております。

次に、収益的支出は3億4,746万9,000円で、前年度との比較では564万1,000円の増額となっております。

支出のうち営業費用の3億4,526万5,000円で、内訳は東総広域水道企業団からの受水費が2億2,283万9,000円で、支出全体に占める割合が64.2%、減価償却費が5,504万7,000円で15.8%、人件費が2,436万3,000円で7.0%、動力費・委託料他が4,301万6,000円で12.4%となっております。

営業外費用他は企業債の支払い利息等220万4,000円で0.6%となっております。

次に、（2）資本的収入及び支出ですが、収入は低区配水池更新工事に関する企業債借入れが1億8,400万円でございます。

支出は総額1億9,853万2,000円で、内訳は建設改良費が1億9,001万9,000円、固定資産取得費が66万5,000円、企業債償還金が784

万8,000円となっております。

建設改良費につきましては、低区配水池更新工事などによるものでございます。

収支の不足分1,453万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額668万4,000円及び減債積立金784万8,000円で補填しております。

次に、経営状況の(1)の決算の推移ですが、平成28年度から令和2年度までの5年間の収益的収支につきまして、下記表のとおりでございます。令和2年度の収支では8,187万5,000円の純利益となっております。

75ページをお願いします。

(2)業務量でございます。令和2年度の年度末給水人口は1万1,541人で、前年度と比較しまして126人の減、普及率は85.0%で0.2ポイントの増となっております。

年度末給水戸数は4,022戸で4戸の減、年間給水量は160万8,827立米で、5万464立米の増、年間有収水量は152万9,966立米、3万4,479立米の増となっております。

有収率につきましては95.1%で、前年度との比較では0.9ポイントの減となっております。

続きまして、剰余金の処理につきまして、決算書本冊の318ページをお願いいたします。

令和2年度東庄町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

右の欄をご覧ください。未処分利益剰余金の当年度末残高は8,972万3,248円で、それを議会の議決による処分として剰余金や資本金へ組み入れるものでございます。

まず、建設改良積立金に当年度純利益分の8,187万4,931円を積立て、将来の水道施設更新工事に充てるものでございます。

次に、組入資本金に組入れる額784万8,317円は、令和2年度企業債償還元金分等で、これを資本金に組み入れるものでございます。

これらの処分内容について議会の議決をお願いするものでございます。

以上で水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について説明を終わりにいたします。

なお、水道事業会計決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会で改めて説明をいたします。よろしく願いをいたします。

議長（山崎ひろみ君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、認定8号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算について、内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の76ページをお願いいたします。

令和2年度の収益的収支の決算の状況でございますが、収入総額10億6,794万8,000円、支出総額10億5,205万4,000円で、1,589万4,000円の純利益となっております。

病院事業収入についてでございますが、上の円グラフの内側、医業収益が8億4,954万2,000円、収入総額に対する構成比は79.5%、医業外収益が2億1,840万6,000円、構成比20.5%であります。

医業収益の内訳であります。円グラフの外側、入院収益が1億5,516万8,000円、収入総額に対する構成比は14.5%、外来収益が4億2,148万1,000円、構成比39.4%、室料差額、人間ドック、各種健診などのその他医業収益が9,272万4,000円、構成比8.7%、介護保険事業収益が1億8,016万9,000円、構成比16.9%であります。

次に、医業外収益の内訳でございますが、一般会計からの繰入金などの負担金交付金が1億8,256万1,000円、構成比17.1%、長期前受金戻入額、患者外給食収益などのその他医業外収益が3,584万5,000円、構成比3.4%であります。

続いて、病院事業支出についてであります。下の円グラフの内側、医業費用が9億9,328万4,000円、支出総額に対する構成比は94.4%、医業外費用が5,877万円、構成比5.6%であります。

医業費用の内訳であります。円グラフの外側、給与費が4億9,221万6,000円、支出総額に対する構成比は46.8%、材料費が2億5,382万8,000円、構成比24.1%、経費が1億9,388万円、構成比18.4%、減価償却費、資産減耗費などのその他が5,336万円、構成比5.1%であります。

次に、医業外費用5,877万円の主なものは、企業債利子1,403万6,000円、仕入れにかかる消費税関係雑支出4,074万9,000円で、構成比5.6%であります。

続きまして、77ページをお願いいたします。

資本的収支の決算の状況でございますが、収入合計7,165万円、支出合計9,325万7,000円で、収支不足額2,160万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59万4,000円と過年度分損益勘定留保資金2,101万3,000円で補填をしました。

資本的収入は、企業債元金償還金分等の一般会計からの繰入による出資金3,000万円と国保調整交付金の国保会計からの繰入金4,165万円であります。

資本的支出の内訳につきましては、建設改良費1,713万6,000円と企業債償還金7,612万1,000円であります。

建設改良費の主なものは、療養病棟ナースコール設備更新工事、高圧蒸気滅菌装置の更新を行いました。

次に、収益的収支の決算の推移でございますが、平成28年度から令和2年度までの5年間を記載してあります。

令和2年度の収入は、10億6,794万8,000円、支出は10億5,205万4,000円で、令和2年度の純利益は1,589万4,000円となりました。

次に、入院、外来、延べ患者数の推移であります。平成28年度から令和2年度までの5年間を記載してございます。

令和2年度、入院延べ患者数は1万7,031人、外来延べ患者数は2万6,587人となりました。また、1日当たり患者数では、入院が46.7人、外来が100.3人となりました。

続きまして、78ページをお願いいたします。

令和2年度末病院事業債現在高でございますが、合計で元金が5億5,680万5,774円、利子が4,515万3,625円、合計いたしまして6億195万9,399円となっております。

以上で説明を終わります。なお、決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会にて説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（山崎ひろみ君）

説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本決算について、提出者からの説明が終わりましたので、ここで監査委員の代表から審査報告の説明を求めます。

監査委員、平山茂君。

監査委員（平山 茂君）

それでは、議案書83ページをお願いします。

令和2年度東庄町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された、令和2年度東庄町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定に基づき審査に付されました、基金運用状況について審査した結果、次のとおり意見書を提出いたします。

以下、内容につきましては、既にお目通しのこととしますので、所々端折って申し上げます。ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

84ページをお願いします。

まず、一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書から報告をいたします。

審査の対象ですが、（1）令和2年度東庄町一般会計歳入歳出決算から、（6）令和2年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算まで6会計であります。

審査の期間は、令和3年7月20日及び8月6日、審査の経過につきましては、お目通しをお願いします。

次に、審査の結果であります。審査に付された各会計の歳入歳出決算書は、関係法令に則り作成され、計数は関係諸帳簿等照合の結果正確であり、予算の執行については、概ね所期の目的に沿ってなされており、内容の正当なものと認定をいたしました。

また、財産に関する調書は、財産状況・異動状況についての計数も正確であると認められました。

次に、決算の概要であります。85ページに6会計の実質収支の状況を表明していますので、参考に見ていただきたいと思えます。

ここでは令和2年度における一般会計と特別会計の決算総額単純合計で翌年度へ繰り越すべき財源3,249万円を控除すると実質収支額は8億2,098万2,000円となっております。

86ページをお願いします。

総括的評価ですが、まず、財政力指数、これは皆さんご存じのとおり地方公共団体の財政力を評価するために一般的に用いられる指標であります。

ここでは、令和2年度におきましては0.466となり、僅かに0.08ポイント減となりました。

令和2年度分におきましては、若干の減少傾向が見られ、更に引き続き財政基盤強化の取組に努められたい。

次に、経常収支比率ですが、財政構造の弾力性を評価するために用いられる指標であります。ここでは計数的には対前年度比4.5ポイントの減となっておりますが、これは硬直化傾向にあると考えます。

今後も予算執行における継続的な経費抑制に努め、経常収支比率の改善に努力することを望みます。

次に、財源内訳及び性質別歳出状況であります。下に書いてある以下の数字から、下から3行目、今年度は、新型コロナウイルス関連として、定額給付金、臨時福祉給付金などがあり、一時的に国庫補助金が増となったが、依存財源である地方交付税及び国県補助金の削減が予想されることから、投資的、あるいは消費的経費の適正な割合を維持することを望むものであります。

次に、町税の滞納及び不納欠損であります。町全体の徴収率につきましては、年々県下でも平均レベルの成果を上げております。新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少等、様々な問題が生じて対応が難しい中、収税担当を中心に、きめ細やかな納税相談を行い、滞納者の財産調査や差押えを積極的に執行するなど、87ページをお願いします。滞納に対する職員の積極的かつ高い意識での徴収努力は、評価するものであります。

次に、特別会計ですが、まず、国民健康保険特別会計、収入未済額は、昨年引き続き減少が続いていますが、まだ低水準であり、このような状況は善良な納税者の納税意欲を欠くばかりか、目的税の持つ役割とその制度そのものの存続を揺るがしかねないものであります。

被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響など厳しい状況の中ではありますが、今後とも積極的に減少に努めていただきたい。

また、保険給付費については、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの傾向が見られますが、一時的な減少と思われ、今後はまた上昇することが見込まれるため、引き続き徴収率の向上に努められたい。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、ここでは徴収率が今年度は99.5%、大部分が特別徴収としても依然高水準を保っていることを評価したい。

今後対象者は益々増加することが見込まれるため、引き続き徴収率の向上に努められたいと思います。

次に、食肉センター特別会計ですが、事業収入は1億2,967万8,000円であり、処理頭数も年々増加している。上限処理頭数の増加許可を取得するなど積極的な事業拡大は大いに評価をしたい。

なお、財政調整基金については、今後考えられる施設や機器の修繕、不測の事態に備え対応出来るよう引き続き財源の確保に努められたい。

次に、訪問看護ステーション特別会計ですが、ここでは近年、介護保険の利用者数が減少傾向であります。PR活動を今後も行い、ニーズに合った柔軟な対応を検討いただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症に備えて研修を受けるなど積極的な姿勢は大いに評価するものであります。

次に、介護保険特別会計、ここでは特に、新型コロナウイルス感染症の影響による利用自粛のため給付費は一時的に減少したものである。高齢者の増加など今後も上昇することが見込まれ、介護保険制度の円滑な運営と強化を図られるよう要望をします。

次に、歳計現金及び基金であります。財政調整基金につきましては、過去5ヶ年、以下のとおりであります。

ここでは、これから老朽化が進む公共施設設備はもとより、相次ぐ自然災害と緊

急的災害に備えるためにも、今後も余剰等を蓄え、積み上げていくことが必須であります。

次に、総括的意見ですが、ここでは89ページをお願いします。

下から7行目ですが、更に、少子高齢化社会に向け、保健・医療・福祉施策に要する経費の増加は今後も避けられない状況にあると考える。事務事業の更なる効率化の検討はもとより、歳入の増収・歳出の縮減に取り組み、町民満足度の高い町政運営となることを強く望むものであります。

なお、町民の最大の関心である学校跡地については、いろいろな問題がありますが、維持費と利用方法を十分に検討し、有効・効率を考え、今後取り組んでいただきたい。

また、町の基本計画を踏まえ、今のうちに長期的な将来を見据えた計画を立て、限られた財源を町民のために有効に活用出来るよう取り組むべきであります。

90ページをお願いします。

続きまして、令和2年度東庄町水道事業会計及び東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算審査について、意見を申し上げます。

91ページをお願いします。

公営企業会計決算審査意見書。

審査の対象は、令和2年度東庄町水道事業会計決算及び令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算の2企業会計であります。

審査の期間、令和3年7月20日、審査の経過、これはお目通しをお願いします。

審査の結果。審査に付された各会計の決算書は、関係法令に則り作成され、計数は関係諸帳簿等照合の結果、正確であり、予算の執行については、概ね所期の目的に沿ってなされており、内容も正当なものと認定をいたしました。

次に、決算の概要ですが、ここでは数字につきましては、先程の認定第7号、第8号の説明と重複しますので、(1)(2)については、お目通しをいただきたいと思えます。

92ページ、中段をお願いします。

総括的意見を申し上げます。

まず、東庄町水道事業会計であります。3行目から、行政区域内の人口減少が続く中にありつつも、景気・災害等種々の要件が影響することを考慮し、的確な需

要予測等に基づいた効率的な事業運営をされていることを評価したい。

経営状況につきましては、近年、事業収益全体では、多少の変動はあるものの、収益の基軸である給水収益がほぼ横ばい状態で続いており、事業費用も定常的に推移しているため、黒字決算を維持している。

下から2行目のところをお願いします。

継続的に純利益が生じることが見込まれる事業運営の中、老朽設備の耐用年数経過に伴い、多額の費用や職員の体制強化を必要とする更新事業も必然的に発生することが見込まれます。

そのためには、再度、集落の規模も考慮し、優先順位をつけて、中長期的経営計画を立て、確実に実施し、更なる経営基盤の強化を築いていれるよう要望するところであります。

次に、東庄町国民健康保険東庄病院事業会計ですが、ここでは全て読み上げたいところなのですが、時間の関係上、特にここでは、下から7行目から、昨年につきまして、新型コロナウイルス感染症による患者数の減少が病院経営を圧迫し、多大な影響を及ぼしていることは、憂慮すべき事実であります。そのような状況下であっても、職員の献身的な努力により、患者サービスの低下が見受けられないことは、大いに評価するものであります。

今後とも旭中央病院との連携を軸に、地域における中核医療・療養施設としての役割を果たすべく、医師等の確保に万全を期すと共に、地域住民に対し安全で安心な医療が長期的視野で提供されることを望むものであります。

以上であります。

議長（山崎ひろみ君）

説明が終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについて、会議規則第38条1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、認定第1号から認定第8号までについては、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

日程第9、休会の件を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月9日から16日までの8日間を休会としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、9月9日から16日までの8日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

9月17日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時18分 散会)